

令和4年第4回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 令和4年12月 7日

閉 会 令和4年12月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（12月9日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 班 長	越 田 秋 彦 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長	坂 本 ゆ かり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 久 慈 省 悟 君

4番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第3号）

第 1 議案第66号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案

第 2 議案第67号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

第 3 議案第68号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案

第 4 議案第69号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
案

第 5 議案第70号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

第 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時43分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第66号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第66号令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第66号、令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,612万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,256万8,000円とするものでございます。

それでは、総務課関係の説明をいたします。

7ページ、お開きください。上段、歳入です。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税の普通交付税として519万3,000円を計上してございます。

それから、9ページ、お開きください。9ページの下段です。

21款1項5目教育債3節中学校債ですけれども、蓬田中学校海外研修事業債、海外研修が中止になりましたので、900万円の減額でございます。

それから、その下、7目総務債、移設の庁舎等建設用地購入事業債として1,080万円を計上してございます。

続いて、歳出です。10ページ、お開きください。

2款1項1目一般管理費です。12節委託料、地方公営企業法適用に伴う簡易水道事業例規整備支援事業委託料ということで、今まで簡易水道事業は特別会計でございましたけれども、これを公営企業法適用に伴って企業会計に変更するための準備といたしまして、例規の整備の委託料で27万5,000円を計上してございます。

それから、その下の18節負担金補助及び交付金、自治会運営費補助金10万円ですが、これは郷沢の自治会が冬、除雪をするということで、その分の10万円を追加してございます。

それから、4目財産管理費10節需用費、一般消耗品費として39万3,000円計上してございます。これは、昨年、一昨年と、新型コロナ関係で整備をいたしました空気清浄機、この空気清浄機の部品がイオンの発生ユニット、それからフィルター等の交換時期にきましたので、10台分として計上してございます。

それから、16目新庁舎等建設事業費といたしまして、11節役務費、確認申請等手数料150万円を計上してございます。これは、各種確認申請の手数料、それから建物のエネルギー消費性能適合性判定業務の手数料、それから構造計算の適合判定の手数料、それから浄化槽の法定検査手数料等、申請に関わる手数料が発生しますので、その分を計上してございます。

総務課関係は、以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課班長。

○健康福祉課班長（越田秋彦君） それでは、健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

11ページをお開きください。

上段、3款1項1目社会福祉総務費10節需用費の光熱水費として6万3,000円を計上しております。これは電気料の高騰により、いきいき交流館の電気料の予算不足が見込まれるため増額するものです。その下、修繕料、蓬田村いきいき交流館修繕料として41万6,000円を計上しております。いきいき交流館の相談室の床の一部が抜けてしまい、修繕するものです。

次に、11ページ下段になります。

3款1項5目社会福祉施設費19節扶助費の自立支援給付費として1,010万4,000円を計上しております。障害者・障害児の新規サービス利用者の増加により、障害者施設支援費等の予算不足が見込まれるため増額するものです。

その下、22節償還金利子及び割引料、過年度分負担金返還金として267万5,000円を計上しております。これは令和3年度の事業確定に伴い、障害者自立支援給付費等の返還金が生じたため計上したものです。

次に、12ページをお開きください。

3款2項2目児童措置費22節償還金利子及び割引料、過年度分児童手当負担金返還金として60万4,000円を計上しております。令和3年度の事業確定に伴い、返還金が生じたため計上したものです。

次に、下段、4款1項4目母子衛生費19節扶助費のハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金として21万円を計上しております。これは、医療管理が特に必要と診断された妊産婦及びNICU等に入院している子供に面会するために負担した交通費及び宿泊費について、1回の分娩につき10万円まで助成するもので、今後予算不足が見込まれるため増額するものです。

その下、22節償還金利子及び割引料、過年度分未熟児養育医療費補助金返還金として23万4,000円を計上しております。令和3年度の事業確定に伴い、返還金が生じたため計上したものです。

次に、13ページをお開きください。

上段、4款1項13目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、10節需用費から12節委託費まで、計733万1,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルスワクチンの12歳以上の4回目接種、5歳から11歳の3回目接種、6か月から4歳の1回目から3回目までの接種に対応するための予算となります。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 産業振興課関係について説明いたします。

歳入、8ページをお開きください。

15款2項4目1節農業費補助金の青森県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金176万9,000円の計上です。この事業は、村の地域農業再生協議会が実施する事業で、国が運用しているeMAFFというシステムに、村が現在運用している地域農業情報活用システムのデータを移行するための費用です。

歳出、13ページをお開きください。

6款1項8目18節経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金に同額を予備費充用しており、その財源補正の計上となります。全額国費の補助事業です。

続きまして、同じく歳出、13ページ、6款3項1目18節ホタテ採苗器資材購入費助成金155万8,000円の計上です。これは、漁協が行うホタテ採苗器資材購入事業の3分の1を助成するためのものです。ホタテ採苗不振対策のため漁協から要望書の提出があり、その中の施策の1つの採苗器購入に助成するための計上です。今年の採苗は例年の3割ほどになっており、これを原因として5年もの間、水揚げに影響する可能性があります。今後、村の基幹産業の1つであるホタテ養殖業の維持・安定を図るために助成いたしま

す。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明をいたします。

13ページをお開きください。

中段、6款1項5目18節負担金補助及び交付金61万9,000円は、令和5年度で予定していた県営長科上地区ため池等整備事業の一部事業費が前倒しされる見込みを受け、負担金61万2,000円と、青森県土地改良事業団体連合会事業費割負担金7,000円になります。

14ページをお開きください。

上段、8款2項2目3節職員手当等、時間外手当183万8,000円は、日中の除排雪作業のための隊員の時間外15日分になります。

その下、18節負担金補助及び交付金、融雪施設管理運営費補助金25万4,000円は、今年から稼働する瀬辺地・広瀬地区融雪溝利用管理組合への電気料金の3分の1を補助するためのものです。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（木村伸一君） それでは、教育課関係の主なものについて説明をいたします。

14ページをお開きください。歳出になります。

中段、10款2項1目10節需用費、光熱水費103万8,000円を計上してございます。これについては、電気料が上がっていること、また学習用タブレットの使用等により電力の使用量も増加していることから、不足が見込まれるため計上するものでございます。

その下、18節備品購入費21万2,000円を計上してございます。これは来年度、小学校に人工内耳、俗に言う補聴器ですね、を使用する児童が入学いたします。この人工内耳は対面だと問題はないのですが、授業となると雑音などがいろいろ入ってきて、集団になると聞き取れなくなるということで、これを補助するためにデジタルワイヤレスシステム、ロジャーというものがございます。これが送信機となりまして、これを使えば、先生の声が届くということで、これを購入するために計上するものでございます。近隣でも同様の事案がありまして、教育委員会で購入して対応しているところでございます。

その下、10款3項1目10節需用費、光熱水費37万8,000円を計上してございます。これも小学校と同様に、予算不足が見込まれるため計上してございます。

その下、14節工事請負費、蓬田中学校灯油自動給湯装置交換工事費として109万4,000円を計上してございます。一般的にオイルサーバーとかリフターとか呼ばれていますが、3階にあるストーブがちょっとつかなくなって調べたところ、このオイルサーバーが故障してございました。設置して8年経過して耐用年数も過ぎていることから、いつ壊れてもおかしくない状況だということで、ほかのオイルサーバーも同様の年数を経過していることから、中学校にある14台のオイルサーバーを全て交換するものでございます。

その下、18節負担金補助及び交付金の蓬田村海外研修事業費負担金は900万9,000円の減額、21節補償補填及び賠償金は、海外研修事業キャンセル料7万6,000円の減額は、新型コロナの影響で今年度の海外研修を中止及び延期としたため減額してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 12ページをお願いします。

4款の19節扶助費、ハイリスク妊産婦アクセス支援事業の説明が先ほどありました。このハイリスクの妊産婦という、このあれはどういった妊産婦さんを示すのか、もう少し分かりやすく説明いただけますか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課班長。

○健康福祉課班長（越田秋彦君） お答えします。

このハイリスク妊産婦と言われるものは、妊娠の継続や出産の状況において、もし両者またはいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による産婦のことをいいます。分かりやすく言いますと、お母さんが例えば重大な疾病を抱えている、あるいは胎児が重大な疾病を抱えているといった場合に、医師が出産において、ちょっと負担が相当高い出産になる、母子ともに、といった場合に、例えば早産とかなった場合に、その早産をした場合には子供のほうが負担が高いということもありまして、面会とかするために、その移動費ですね、そのために使う事業費なのですけれども、そういう疾病とか抱えた、高い負担を抱えた母子に対して、これをハイリスク妊産婦というふうな形で呼びます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 13ページの4款1項13目の12節委託料、さっき説明があったのだけれども、今回の対象になる範囲、もうちょっとゆっくりお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課班長。

○健康福祉課班長（越田秋彦君） お答えします。

まずは、これはワクチンの12歳以上の4回目、それから5歳から11歳の3回目、それから6か月から4歳の1回目から3回目までに対応するためということでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 同じく13ページの6款3項1目の18節ホタテの種苗器資材購入費助成金155万8,000円、今回は当漁協に限らず、湾内全体の大変な事態になっているということで、これはこれで1次産業のことでもありますので、助けてやろうということでよろしいかと思えますけれども、ただ、度々、何かあれば要望書が出てくるというような感じがしています。

そういうことから、昨日議決になりました第4次蓬田村総合計画の中に補助金の見直しとあって、補助団体の財政的な自立促進に努めるものとするというような項目もあるわけですので、これは漁協も農協も、困ったときは行政の力を借りるということは、これは当然のことだと思いますけれども、やはりそこら辺も1つの企業体でありますけれども、協同組合というのは利益を追求してはならないということがもちろんあります。ありますけれども、経営を維持するための内部留保やそういうものをきちっとやっていけないといけないというようなことが、なかなか我々に業務報告書を見せてもらえないので内容は分からないのだけれども、そういうことを行政のほうからも指導していただきたいなど、そういうことでございます。簡単な答弁でいいですのでお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 現在の漁協の経営状況はそんなに悪くないのですが、2年以上不漁が続くと厳しくなると聞いております。何かあったらすぐ補助を求めるという体制はよろしくないとは思いますが、今回の要望は、今後の漁業の維持にも影響しますので、助成いたしますと判断いたしました。

今後も、漁協と話し合いしながら、正確に行政を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 13ページ、同じく今の質問、小鹿議員の質問と同じ箇所、6款の18節になります。このホタテ採苗器というのですか、これを村民の方に分かりやすくど

ういうものなのかということの説明をいただきたいなど。

それから、この採苗器の購入費の助成として155万8,000円ですか、補助をするということになっていきますけれども、いわゆる農家さんたちの補助事業でいいますと、受益者負担が幾ら幾らというのがあったりします。今回の場合はその漁協さんの、漁師さんの受益者負担というのはどのぐらいになるのか、お聞きしたいです。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） まず、この採苗器というものですが、採苗袋でして、ノシに、その袋を下げてそこに付着させるというものです。41名分の事業となっております。村が3分の1補助をしまして、漁協で3分の1、漁業振興ホタテ基金といたしまして、漁師が毎年積み立てている基金があるのですが、そこから3分の1となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明を聞きますと、その受益者負担というのが漁師さんの積立ての部分として理解してよろしいのでしょうか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） はい、そうなると思います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。（「もう一つ」の声あり）4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 14ページをお願いします。

8款18節除雪施設管理運営補助金のことでちょっとお聞きします。この除雪施設、今、広瀬と瀬辺地地区が、今年から融雪がスタートするわけではありますが、今現在、12月1日からスタートということでしたが、瀬辺地地区も広瀬地区も大きな川がありまして、そこに水管橋がパイパスをしていると。その水管橋が、1回目のそのポンプ試験をしたときに、水が噴き出して今使えない状況であると。その工事が終わり次第、使えるということなのですが、12月1日には到底間に合わない、もしかしたら12月には使えないという状況になりかねないと思っているのですが、その辺の状況はどうなのかということと、大きく水漏れしていますので、県のほうから、何ていうのですか、出来上がったということで、受け取るときにそういった試験的なことはしなかったのかということをお聞きします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議員おっしゃるとおり、水管橋、試運転をしたときに水管橋から水があふれたということで、瀬辺地地区、広瀬地区、2か所水管橋がありますけれども、その辺については県のほうとも打合せし、現地に来ていただき、また組合のほうとも打合せして、今後については、その水管橋を造ったメーカーさんに来てもらって、そこで調整等をしていただいて、それがきちんと直った時点で組合さんのほうに引き渡すということになっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、県のほうとも打合せして、業者が来て、修理をいたしますというお答えでございました。具体的にいつ頃までに修繕できるとか、そういったものはまだ正確に分からないのでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 正確にいつからというのは、まだ分かっておりません。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ということは、この年末、12月は使えないこともあり得ることなののでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 県のほうでは、できるだけ早く修理して、もう1回皆さんと立会いしてもらって、きちんと使えるようになった時点で引き渡すということになっております。正確にいついつというのは、私ども、まだ聞いておりません。

○議長（木村 修君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 説明の内容はよく分かりましたけれども、先ほど申したとおり、瀬辺地地区、広瀬地区の融雪に関しては、今年が初年度ということで、村内の中でも一番最後の融雪の稼働となっているわけでございます。

それで、両自治会のほうにお話を聞きましたところ、自治会の準備期間も非常に短かったと。9月の末に動き出して、10月の末までにその組合を立ち上げて、それで引渡しをしましょうという形になりましたと。非常にその設立までに難儀しましたと。そこまでこぎ着けたのに、今度、12月1日から使えないと。この年末も使えるかどうかは、その工事次第ですよとなると、自治会会員、要するに住民の方にご説明していいのか、また住民からも非常に、どうなっているんだと、我々はこれを使うために年間一自治会

で30万円強の電気代がかかっている、それを賦課金として支払うわけであって、それがこんな状態でいいのかというふうに、非常に多い苦情が来ています。

ですので、その工事が直り次第というのはよく分かるのですが、やはりその辺は工事業者といろいろ話を煮詰めて、何日ぐらいまでには完成するというようなめどを示していかないと、住民の方もなかなか納得できないと思うので、その辺をもう少し話合いの中で煮詰めてほしいと思います。答弁はよろしいです。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 続けざまに質問して申し訳ございません。同じく14ページ、今の8款の2目除雪費のことで、ちょっと関連になるかもしれませんが、蓬田ふれあいセンター、要するに温泉のところを言っているのですが、温泉の正面玄関の前のところの駐車場、分かると思いますけれども、そこに温泉の利用者が駐車場、駐車帯に車を止めて温泉を利用するわけですが、昨年、皆さんご存じのとおり、物すごい豪雪でした。多分、行政側の役場の除雪車も入ったり、それから運営しているよもぎ温泉のほうでも除排雪はしていると思うのですが、あまりにも駐車帯のところが凸凹して段差がついちゃって、全然止められないじゃないかという苦情が物すごく多かったですよ。それで、その除雪のほうを今年度そういう苦情がないように、車の出し入れが容易にできるように除雪体制を整えていただきたい。これが1つです。

それから、今までどういう除雪の仕方をしていたのか、分かる範囲でいいので教えていただければ助かります。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 除雪に対しては、要は入り口から通って駐車帯、駐車場がある、その区間は除雪しております。その正面とかのところに駐車するというのは、一番最初はなかったはずだと思っています。それがいつからか正面にも駐車するようになっていくというので、そもそもそこについては狭いところですので、ふれあいセンターのほうにたしか除雪機械があると思います。それでやっていたと私は記憶しております。

また、去年みたいに除雪、そういうたまった場合には、ふれあいセンターの休みの日に排雪とかも行っております。現状は以上です。

○議長（木村 修君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの説明で、村の除雪隊がやる部分の部分はよく分かりました。それで、その細かいところは、温泉施設にある除雪機でやっていただいていると

というような返答でございました。であれば、行政側のほうから温泉のほうに、もう少し丁寧な除雪を指導していただきたいと思います。

また、その話の中身で、例えば除雪機で間に合わないとか、実際、専務とお話したときも、欲を言えば、小型のタイヤショベルなんかがあればもっと丁寧な除雪ができるというようなことも専務自体からも聞いていますので、またそういうものが必要なのであれば、その辺をよく相談した上で除雪車の購入とか、またそういう話にもなってくるかもしれません。それはそれで煮詰めていけばいいと思いますので、とにかく温泉もお客さんが来る商売ですので、お客さんから苦情があるようではやはり商売として成り立ちませんので、より一層の除雪、丁寧な除雪を心がけるようにご指導いただければありがたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 除雪に関しては丁寧な除雪を心がけたいと思います。小型除雪機のお話をいただきましたので、それはうちのほうの多分管轄、買うとなればうちの管轄ではないと思いますので、その辺は担当課と密に今後の計画を立てていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算

（第4号）案

○議長（木村 修君） 日程第2、議案第67号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計

補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第67号、令和4年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,578万円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

6款2項1目1節財政調整基金繰入金72万6,000円を計上しております。11月30日現在で、基金残高は4,600万円程度となっております。

続きまして、次のページ、6ページをお願いします。歳出になります。

7款1項10目22節償還金利子及び割引料のところで、保険者努力支援交付金58万1,000円と特別調整交付金の市町村分の中の事業費として14万5,000円を、合わせて72万6,000円を計上しております。内容は、令和3年度の事業で特定健診未受診者の対策事業で、受診のための通知書の送付を2回実施するところを、1回分をコロナ感染拡大により事業実施ができなかったところによる委託料の返還金です。

国保会計は、事業確定による返還金のための予算となっております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

号) 案

○議長（木村 修君） 日程第3、議案第68号令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第68号、令和4年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,197万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億112万8,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出になります。

1款3項2目1節報酬ですけれども、15万円を計上しております。内容は、昨年度に比べて認定調査が1.6倍増えています。要因は、コロナ感染に伴い運動不足や外出も減っているところが考えられます。

続きまして、2款1項1目18節負担金補助及び交付金のところで、居宅介護サービス給付費負担金910万2,000円を増額しております。主な内容は、訪問介護、ヘルパー関係、通所介護、デイサービス関係、短期入所生活介護、ショートステイ、村の場合はたんぼぼとかが該当になります。そこで17名の増となり、利用しています。また、今後の対応のために予算計上しております。

続きまして、2款1項3目18節、同じく地域密着型介護サービス給付費負担金として、これはグループホーム関係となっております、867万7,000円を増額しております。内容は、要支援者から要介護への介護度が上がった方、約4名ほどが増えたことが要因となっております。

続きまして、2款1項9目10節、同じく居宅介護予防サービス計画給付費負担金、これはケアプラン関係の作成者、要はケアマネ関係のところ、214万4,000円を増額しております。主な内容は、ヘルパーの利用者が11名ほど増加しています。これもまた、コロナ感染に伴い運動不足や外出の機会が減ったことが要因とされております。

続きまして、8ページをお開き願います。

3款2項1目12節介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務の委託料で190万円を計上しております。主な内容は、村に居住する65歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない人を対象に、高齢者のリスクや社会参加の状況、また地域で抱えている問題を特定し、計画に反映させることとしております。計画では、来年の3月までに調査報告を行い、5

年度の予算でもって計画を作成し、また6年度から事業開始、運営を行う予定となっております。

歳入の3款、4款、5款、6款は、介護給付や繰入金関係の予算で、歳出に充当しております。

介護では、主にコロナ感染に伴う、村の人が今までできていたことができなかつたため、サービスの給付費の増額や第9期介護保険事業計画の調査に向けた委託料の増額となっております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)案

○議長（木村 修君） 日程第4、議案第69号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第69号、令和4年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,072万円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳出になります。

1款1項1目2節から4節、給与、職員手当等、共済費までで60万7,000円を計上しております。内容は、担当者が産休に入るため、1月から3月までの人件費となっております。時間は8時15分から17時までの勤務時間で対応する予定です。

続きまして、2款1項1目18節負担金補助及び交付金37万6,000円を増額しております。内容は、4年度の共通経費負担金の変更に伴い、事務費納付の4万3,000円の減額、また4年度保険料負担金の請求額の変更に伴い15万9,000円の減額、3年度保険料負担金の確定に伴う追加請求分として57万8,000円となっております。いずれも広域連合からの試算をされたものです。

3款2項1目27節一般会計繰出金38万1,000円を計上しております。これは、3年度の市町村療養給付費の負担金の返還に伴い、後期高齢者医療から一般会計に繰り出すお金です。

歳入の1款、3款、5款の保険料の減額や一般会計繰入れなどの歳入は、歳出の充当となっております。

後期高齢者医療では、4年度の保険料の負担金の変更や、3年度の追加請求分の返還による予算となっております。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（木村 修君） 日程第5、議案第70号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 議案第70号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について。

蓬田村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山田265番地1、越田茂弘、生年月日は昭和31年4月8日生まれでございます。

提案理由といたしまして、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を得るため提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第6、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 令和4年第4回蓬田村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案18件につきまして、全て原案どおり可決いただきましたことに感謝を申し上げます。

また、ただいまご決議いただきましたように、人事案件につきまして全員の可決ということで、全会一致の可決ということで、特に御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、議案等の中での審議や、あるいは一般質問の中におきまして、大変建設的なご意見をいただきました。まさに本村の抱える課題でございまして、これを解決しないと、村の発展あるいは存続ということができないように感じておりますので、行政を執行する者として、これを実現・解決するように努力してまいりたいと存じます。

最後になりますが、これから冬本番となります。また、年末を迎えて、各位におかれましては、大変ご多用なところだと存じますが、健康や事故に留意されまして、穏やかに希望あふれる新年をお迎えくださるようにご祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。

今定例会は本当にありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、令和4年第4回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時36分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 2月 21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 久 慈 省 悟

会議録署名議員 柿 崎 裕 二